

改	平成一七年	五月二〇日教育委員会規	平成一九年	三月三〇日教育委員会規
正	則第二四号		則第二七号	
	平成二〇年	六月二四日教育委員会規	平成二六年	三月二八日教育委員会規
	則第二三号		則第一〇号	
	平成三一年	三月一九日教育委員会規	令和三年	三月三〇日教育委員会規
	則第三号		則第四号	

さいたま文学館管理規則をここに公布する。

さいたま文学館管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条第一項及びさいたま文学館条例（平成九年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）第二十二条の規定に基づき、さいたま文学館（以下「文学館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（観覧手続）

第二条 文学館の展示室に展示された文学作品その他文学関係の資料（以下「文学資料」という。）を観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。

（利用等の許可手続）

第三条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月の六月前の月の初日から利用しようとする日の三日前までの間に、様式第一号の施設等利用許可申請書を埼玉県教育委員会（条例第十二条第一項に規定する指定管理者に文学館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項、第四項、第五条、第六条第一項、第二項及び第三項並びに第七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 埼玉県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、前項の期間を変更することができる。
- 3 条例第五条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の施設等利用許可書を交付して行うものとする。
- 4 駐車場の利用の許可の手続については、前三項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

（附属設備の利用料金）

第四条 条例別表第二号の表の規定により別に定める附属設備の利用料金の額は、別表のとおりとする。

（特別の設備等の承認）

第五条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けた者が当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、埼玉県教育委員会の承認を受けなければならない。

（文学資料の館外貸出し）

第六条 埼玉県教育委員会は、文学館の所蔵する文学資料を他の文学館その他埼玉県教育委員会が適当と認めたものに館外貸出しすることができる。

- 2 前項の規定により文学資料の館外貸出しを受けようとするものは、様式第三号の文学資料館外貸出許可申請書を埼玉県教育委員会に提出し、様式第四号の文学資料館外貸出許可書の交付を受けなければならない。
- 3 文学資料の館外貸出期間は、六十日以内とする。ただし、埼玉県教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（文学資料の寄贈及び寄託）

第七条 文学館は、文学資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 文学館に文学資料を寄贈しようとする者は、様式第五号の文学資料寄贈申請書により、文学資料を寄託しようとする者は、様式第六号の文学資料寄託申請書により、それぞれ埼玉県教育委員会に申請するものとする。

3 文学館に文学資料を寄贈した者に対しては、様式第七号の文学資料受領証を、文学資料を寄託した者に対しては、様式第八号の文学資料受託証をそれぞれ交付するものとする。

4 寄託を受けた文学資料（以下この条において「寄託文学資料」という。）は、文学館が所有する文学資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

5 文学館は、災害その他不可抗力による寄託文学資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第八条 条例第十三条第一項の規定による申請は、埼玉県教育委員会が指定する期限までに様式第九号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、埼玉県教育委員会に提出することにより行わなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 埼玉県教育委員会が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 埼玉県教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十二条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会が必要と認める書類

（利用料金の承認申請）

第九条 指定管理者は、条例第十八条第二項の規定により利用料金について埼玉県教育委員会の承認を受けようとするときは、様式第十号の利用料金承認申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の納期限）

第十条 条例第十九条第一項の利用料金の納期限は、埼玉県教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

（利用料金の減免申請）

第十一条 指定管理者は、条例第二十条の規定により利用料金の減額又は免除について埼玉県教育委員会の承認を受けようとするときは、様式第十一号の利用料金減額（免除）承認申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第十二条 条例第二十一条第三号に規定する埼玉県教育委員会規則で定める日は、利用を開始しようとする日前三十日とする。

2 条例第二十一条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、その旨を記載した書面により、第三条第三項に規定する許可書を添えて指定管理者に行わなければならない。

（その他）

第十三条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成九年十一月二十二日から施行する。

附 則（平成十七年五月二十日教育委員会規則第二十四号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 さいたま文学館条例（平成九年埼玉県条例第五十号）第十二条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にさいたま文学館の管理を行わせるときは、改正前の第十条の規定により館長がした特別の設備等の承認（この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。）は、改正後の第五条の規定に基づいて指定管理者がした特別の設備等の承認とみなす。

附 則（平成十九年三月三十日教育委員会規則第二十七号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前のさいたま文学館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年六月二十四日教育委員会規則第二十三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの埼玉県教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十八日教育委員会規則第十号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日教育委員会規則第三号）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十日教育委員会規則第四号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第四条関係）

附属設備の 名称	単 位	利用料金の上限度額（円）		
		午前九時から午後 零時三十分まで	午後一時から午後 五時まで	午後五時三十分か ら午後九時まで
ビデオプロ ジェクター	一 式	一、七七〇	二、〇一〇	一、七七〇
書画カメラ	一 式	八三〇	九五〇	八三〇
十六ミリ映 写機	一 式	七四〇	八六〇	七四〇
スライド映 写機	一 式	六一〇	六九〇	六一〇
カメラ録画 装置	一 式	九二〇	一、〇五〇	九二〇

様式第1号

（第3条関係）

様式第1号の2

（第3条関係）

様式第2号

（第3条関係）

様式第2号の2

（第3条関係）

様式第3号

(第6条関係)

様式第4号

(第6条関係)

様式第5号

(第7条関係)

様式第6号

(第7条関係)

様式第7号

(第7条関係)

様式第8号

(第7条関係)

様式第9号

(第8条関係)

様式第10号

(第9条関係)

様式第11号

(第11条関係)